

令和6年度 消費者行政に関する意思表明

近年、私たち消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化やデジタル化の進展に伴い、年々複雑、多様化し、若者から高齢者まで幅広い年齢層において消費者被害が後を絶ちません。定期購入やSNSを使った儲け話、投資話など手口も巧妙化しており、消費者被害はより一層深刻なものになってきています。

相楽広域行政組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村で構成）では、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談やあっせんのほか、広報紙やホームページ等での注意喚起、各種イベントや出前講座における被害の未然防止のための啓発活動等に継続的に取組んでおります。

また、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引下げられましたが、新成人は、契約についての知識や経験が圧倒的に不足しており、若年成人を消費者トラブルから守るための教育が必要不可欠です。

そのため、誰もが、どこに住んでいても、消費者教育を受けることができる機会を提供することが必要であり、今後も引き続き、小・中学校等の教育機関と連携した消費者教育を推進していくことが重要となっています。

さらには、想像を超えたスピードで変化を続ける消費者を取り巻く環境に対応するための消費生活相談・教育におけるデジタル化に対応した体制整備をはじめ、デジタル化における消費者の向き合い方、情報リテラシーの向上を図ることも喫緊の課題であります。

相楽広域行政組合は、今後も相楽地域の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、消費者行政の一層の推進を図っていきます。

令和6年4月1日

相楽広域行政組合

代表理事 